

議案第19号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(生涯学習センター条例施行規則中改正)

生涯学習センター条例施行規則中改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和2年4月23日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

(生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

生涯学習センター条例施行規則(平成12年横須賀市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(使用料の還付に関する特例)

- 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する政令で定める日までの間における使用料の還付についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「とし」とあるのは「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止を理由として、使用料の全額を納付した使用者がその使用期日に使用するに至らなかったと教育委員会が認めるときとし」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とした市の利用自粛要請に応じ、使用を取り消した方への使用料還付を規定するため。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則 (抜粋)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

生涯学習センター条例（抜粋）

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- （1） 使用者の責めによらない理由により、使用することができないとき。
- （2） 教育委員会の都合により使用許可を取り消されたとき。
- （3） その他教育委員会規則で定めるとき。

生涯学習センター条例施行規則（抜粋）

（使用料の還付）

第7条 条例第12条第3号に規定する規則で定めるときは、使用料の全額を納付した使用者の都合により使用期日の2月前の日の属する月の末日までにその使用を取り消したときとし、使用料の還付を受けようとするときは、使用料還付申請書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用料の還付割合は、既納の使用料の10割とする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

附則

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第1条の2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。第3項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して2年を超えない範

囲内において政令で定める日までの間は、第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令（抜粋）

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日は、令和3年1月31日とする。

附 則

- 3 会議室、音楽室、第1学習室A、第1学習室B、第2学習室、第3学習室、スタジオ、和室、調理講習室及び美術工芸室に係る条例の施行の日から平成13年3月31日までの使用申込みに対する第1条第2項第2号の適用については、同号中「使用期日の4月前の日の属する月の初日」とあるのは「平成12年11月4日」とする。

(使用料の還付に関する特例)

- 4 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する政令で定める日までの間における使用料の還付についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「とし」とあるのは「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止を理由として、使用料の全額を納付した使用者がその使用期日に使用するに至らなかったと教育委員会が認めるときとし」とする。

